

## 半田市社会福祉法人指導監査実施要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき、半田市が所轄する社会福祉法人に対して、その自主性及び自律性を尊重した上で、関係法令、通達、定款等を遵守した法人運営を行っているか監査し、必要な助言、指導等を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営を確保することを目的とする。

### (対 象)

第2条 指導監査の対象は、法第30条の規定に基づき半田市が所轄する社会福祉法人（以下「法人」という。）とする。

### (実施方法)

第3条 指導監査は、関係書類を閲覧し、関係者からの聴取により実施するものとする。

2 指導監査の種類は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

3 一般指導監査は、次のとおり行うものとする。

(1) 半田市社会福祉法人審査会設置要綱第1条に規定する半田市社会福祉法人審査会（以下「審査会」という。）が次の事項を満たすと判断する法人を対象とし、原則として3年に1回実地において実施する。

ア 法人の運営について、関係法令及び通知（法人に係るものに限る。）に照らし、重大な問題が認められないこと。

イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費、報酬の請求等に重大な問題が特に認められないこと。

(2) 前号の規定にかかわらず、会計監査人による監査等を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次のいずれかに該当する場合であって、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると審査会が判断するときは、当該各次に掲げる周期まで延長することができる。

ア 会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の30の規定に基づき

作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回

イ 会計監査人を設置していない法人において、会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回

ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」又は「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」が提出された場合 4年に1回

(3) 第1号の規定にかかわらず、前号に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次のいずれかに該当する場合であって、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると審査会が判断するときは、4年に1回の周期まで延長することができる。

ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めている場合（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して認めることとする。）又はISO9001の認証取得施設を有している場合。

イ 地域社会に開かれた事業運営が行われている場合。

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる場合。

(4) 新たに設立された法人については、設立年度又は次年度において、速やかに一般指導監査を実施するものとする。

4 特別指導監査は、法人の運営並びに法人が経営する施設及び法人の行う事業に係る施設基準、運営費、報酬の請求等に重大な問題を有する法人を対象とするほか、

指導監査における問題点の是正改善が認められない場合又は正当な理由がなく一般指導監査を拒否した場合に随時実地において行うものとする。

- 5 法人の運営等に問題が発生した場合又は通報、現況報告書の確認の結果等でおそれがあると認められた場合は、第3項及び第4項の取扱いによらず必要に応じて特別指導監査を実施するものとする。
- 6 市長は、法令等が遵守されているかを確かめるため必要と認めるときは、法人に対しその業務又は会計状況に関し報告を求め、業務及び財産の状況を検査するものとする。
- 7 指導監査は、福祉部地域福祉課職員1名以上及び法人を所轄する担当課職員1名以上で行うこととし、そのうち1名は主査以上の職にあるものとする。

#### **(実施計画)**

第4条 指導監査の実施計画は、毎年度当初に、国の指導方針及び前年度における指導監査結果等を総合的に勘案して、当該年度の重点項目を定め、指導監査の効率的実施について十分留意して審査会で審議し、定める。

#### **(指導監査の通知)**

第5条 指導監査を行う法人に対しては、原則、あらかじめ次の事項を文書により通知する。

- (1) 指導監査の根拠規定
- (2) 指導監査の対象となる施設等
- (3) 指導監査の日時及び場所
- (4) 指導監査担当職員
- (5) 指導監査当日に準備すべき書類
- (6) 指導監査実施にあたって事前に提出すべき書類

#### **(指導監査後の措置)**

第6条 指導監査の終了後は、監査対象法人の代表者、関係職員等に対して、指導監査の結果の講評を行うほか、必要に応じて、法人運営に資するものと考えられる事項についての助言を行う。

- 2 指導監査の結果については、監査の実施日以降、文書により通知するものとする。
- 3 指導監査において法令又は通知等の違反のほか改善が必要と認められる事項があったと認められる場合は、前項の規定による監査結果通知書により、改善のための

必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を併せて通知する。

- 4 改善措置の具体的な内容については、期限を定めて改善を示す資料等の提出を求め、必要に応じて、改善状況の確認のために調査を行う。
- 5 法令又は通知等の違反の程度が軽微である場合又は違反について第3項の規定による通知を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導することができる。
- 6 第3項に基づく措置を行った事項について改善が図られない場合は、法第56条第4項の規定に基づき、期限を定めてその改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告（以下「改善勧告」という。）を行う。
- 7 前項の改善勧告を受けた法人が、同項に規定する期限内に当該勧告に係る措置をとらなかったときは、法第56条第5項の規定に基づき、その旨を公表する。
- 8 第6項の改善勧告を受けた法人が、正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、法第56条第6項の規定に基づき、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令（以下「改善命令」という。）を行う。
- 9 前項の改善命令に従わないときは、法第56条第7項及び第8項の規定に基づく業務の全部若しくは一部の停止の命令、役員了解職勧告、解散命令その他適正な改善措置を速やかに実施する。

#### （指導監査の結果の報告）

第7条 各年度の指導監査終了後速やかに、当該年度の指導監査結果を審査会に報告するものとする。

#### （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月16日から施行する。